

タイムズカーレンタル貸渡約款 新旧対比表(2026年4月1日改定)

	新	旧
第13条	(4) 当社は、 <u>(1)と(2)又は(3)</u> に定める債務について、前条の規定に基づき相殺処理をすることができるものとします。	(4) 当社は、第1号と、第2号又は第3号に定める債務について、前条の規定に基づき相殺処理をすることができるものとします。
第16条 第4項	(4) 当社は、 <u>(1)と(2)又は(3)</u> に定める債務について、第12条の規定に基づき相殺処理をすることができるものとします。	(4) 当社は、第1号と、第2号又は第3号に定める債務について、第12条の規定に基づき相殺処理をすることができるものとします。
第33条 第3項	(1) 財産的価値のない残置物又は腐敗のおそれのある物、危険物、その他の継続的に保管することが困難な残置物については、回収した日を含めて3日間保管し、その間に所有者から引取りの申出がなければ廃棄します。 <u>ただし、3日間保管することが困難又は危険を伴う残置物（破裂又は発火の恐れがある電池類を含むがこれらに限られない）については、直ちに廃棄することができるものとします。</u>	(1) 財産的価値のない残置物又は腐敗のおそれのある物、危険物、その他の継続的に保管することが困難な残置物については、回収した日を含めて3日間保管し、その間に所有者から引取りの申出がなければ廃棄します。
第36条	第36条 (<u>利用者</u> 情報の取扱い)	第36条 (個人情報の取扱い)
第36条	<p>3.当社は、借受人から取得した借受人又は運転者の個人情報及び借受人又は運転者による本サービスの利用にあたり取得した情報（<u>第37条及び第38条に定める各種情報を含み、以下「利用情報」といいます。また、個人情報及び利用情報を総称して「利用者情報」といいます。</u>）を、以下の各号に定める目的で利用します。</p> <p>（1）貸渡契約締結の際の審査、本人認証、各種申込画面における自動表示、予約・貸渡しサービスの提供、貸渡証の交付、貸渡料金等の決済、自動車貸渡実績の管理、特典の付与その他取引遂行のため（ただし、第8項の共同利用のために各共同利用者が借受人又は運転者の情報を取り扱う場合は、当該共同利用者と借受人又は運転者の契約の内容及びその履行のために必要な範囲での利用を意味します）</p>	<p>3.当社は、借受人から取得した借受人又は運転者の個人情報及び借受人又は運転者による本サービスの利用にあたり取得した情報（以下「利用情報」といいます）を、以下の各号に定める目的で利用します。</p> <p>（1）貸渡契約締結の際の審査、本人認証、各種申込画面における自動表示、予約・貸渡しサービスの提供、貸渡証の交付、貸渡料金等の決済、自動車貸渡実績の管理、特典の付与その他取引遂行のため（ただし、第8項の共同利用のために各共同利用者が借受人又は運転者の情報を取り扱う場合は、当該共同利用者と借受人又は運転者の契約の内容及びその履行のために必要な範囲での利用を意味します）</p>
第36条	4.当社は、以下に該当する場合、又は本人より同意を取得した場合、又は法令で認められている場合を除いて、 <u>利用者情報</u> を第三者に提供することはございません。	4.当社は、以下に該当する場合、又は本人より同意を取得した場合、又は法令で認められている場合を除いて、個人情報・利用情報を第三者に提供することはございません。
第36条 第4項	(2) 提供する個人情報の項目 氏名、住所、電話番号、その他前号の目的のために高速道路運営会社等が求める情報	(2) 提供する個人情報の項目 氏名住所電話番号（その他前号の目的のために高速道路運営会社等が求める情報）

第 36 条	<p>5.当社は、適切な保護措置を講じたうえで、お預かり又は取得いたしました<u>利用者</u>情報を第 3 項の利用目的の範囲内で第三者に委託する場合があります。</p> <p><u>利用者</u>情報の取扱いの委託に際し、当社は適切な委託先を選定し、必要かつ適切な監督のための措置を講じます。</p>	<p>5.当社は、適切な保護措置を講じたうえで、お預かり又は取得いたしました個人情報を第 3 項の利用目的の範囲内で第三者に委託する場合があります。個人情報の取扱いの委託に際し、当社は適切な委託先を選定し、必要かつ適切な監督のための措置を講じます。</p>
第 36 条	<p>6.当社は、当社が保有する個人<u>データ</u>に関して、本人又はその代理人から (1) 利用目的の通知、(2) 開示、(3) 訂正、(4) 追加、(5) 削除、(6) 利用の停止、(7) 消去、(8) 第三者提供の停止、(9) 第三者提供記録の開示のご請求があった場合は、「個人情報開示等の請求等に関する手続きについて」に記載の要領で対応いたします。</p> <p><問い合わせ窓口></p> <p>パーク 24 グループ個人情報保護担当 E-mail : kojinjoho@park24.co.jp</p>	<p>6.当社は、当社が保有する個人情報に関して、本人又はその代理人から (1) 利用目的の通知、(2) 開示、(3) 訂正、(4) 追加、(5) 削除、(6) 利用の停止、(7) 消去、(8) 第三者提供の停止、(9) 第三者提供記録の開示のご請求があった場合は、「個人情報開示請求等手続きについて」に記載の要領で対応いたします。</p> <p><問い合わせ窓口></p> <p>パーク 24 グループ個人情報保護担当 E-mail : kojinjoho@park24.co.jp</p>
第 36 条	<p>8.当社は、ご提供いただいた<u>利用者情報</u>を、共同利用する場合があります。なお、共同利用に関する事項については、当社ホームページ (https://www.timesmobi.co.jp/) 上に記載した「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて（以下、総称して「個人情報保護方針等」といいます）」をご確認下さい。</p>	<p>8.当社は、ご提供いただいた個人情報及び利用情報を、共同利用する場合があります。なお、共同利用に関する事項については、当社ホームページ (http://www.timesmobi.co.jp/) 上に記載した「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて（以下、総称して「個人情報保護方針等」といいます）」をご確認下さい。</p>
第 36 条	<p>12.当社は、利用<u>者</u>情報について、以下の目的で、継続的に、当社において使用し又は以下の提供先に提供することができるものとします。なお、当社は、利用<u>者</u>情報の提供にあたり、利用<u>者</u>情報から特定の個人を識別することができないよう匿名化処理を行うものとします。</p>	<p>12.当社は、利用情報について、以下の目的で、継続的に、当社において使用し又は以下の提供先に提供することができるものとします。なお、当社は、利用情報の提供にあたり、利用情報から特定の個人を識別することができないよう匿名化処理を行うものとします。</p>
第 36 条	<p><u>14.本条に定める他、第 37 条及び第 38 条、第 42 条においては、車載機・ドライブレコーダー・自動車メーカー等による利用情報の取扱いに関する追加の利用目的や保存期間等を定めます。各条の定めは本条の定めに上乗せして適用されるものとします（ただし、第 42 条においては、当社が提供を受け、利用者情報と関連付けられた情報に限ります）。</u></p>	(新設)
第 37 条	第 37 条 (当社による <u>車載機</u> 情報の取扱い)	第 37 条 (当社による利用情報の取扱い)

第37条	<p>1.借受人及び運転者は、レンタカーにカーナビ等車載機器（以下「車載機」といいます）が搭載されている場合があり、当社所定のシステムに利用情報（位置情報、通行経路、利用時間、利用距離、加減速度、最高速度等の他、衝撃検知、制御情報等のレンタカーの状態に関する情報）が記録されること、及び当社が当該記録（<u>借受人及び運転者の個人情報</u>を含みます）を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾します。</p>	<p>1.借受人及び運転者は、レンタカーにカーナビ等車載機器（以下「車載機」といいます）が搭載されている場合があり、当社所定のシステムに利用情報（位置情報、通行経路、利用時間、利用距離、加減速度、最高速度等の他、衝撃検知、制御情報等のレンタカーの状態に関する情報）が記録されること、及び当社が当該記録（利用者情報を含みます）を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾します。</p>
第37条 第1項	(削除)	<p>(5) 借受人及び運転者に対して提供する商品、サービスの品質向上のため等、借受人、運転者、その他の顧客等の満足度向上のためのマーケティング分析に利用する場合</p>
第37条	<p>2.当社は、前項の車載機によって記録された情報について、<u>本サービス及びレンタカーに関する事故・トラブル等の解決のために当該関係者（事故・トラブル等の当事者、保険会社、フランチャイジー等）へ提供することが必要であると判断した</u>場合に第三者へ開示することがあります。</p>	<p>2.当社は、前項の車載機によって記録された情報について、以下の各号に該当する場合に第三者へ開示することがあります。</p> <p>(1) <u>本サービス及びレンタカーに関する事故・トラブル等の解決のために必要があると判断した場合</u> (開示先：当社が契約する保険会社、事故・トラブルの相手等)</p> <p>(2) 第36条第4項に該当する場合</p>
第38条	<p>1.借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録（<u>借受人及び運転者から取得した個人情報</u>を含みます）を以下の<u>号</u>に定める場合に利用することを異議なく承諾します。</p>	<p>1.借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録（利用者情報を含みます）を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾します。</p>
第38条 第1項	(削除)	<p>(2) 借受人及び運転者に対して提供する商品、サービスの品質向上のため等、借受人、運転者、その他の顧客等の満足度向上のためのマーケティング分析に利用する場合</p>
第38条	<p>2.当社は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、<u>本サービス及びレンタカーに関する事故・トラブル等の解決のために当該関係者（事故・トラブル等の当事者、保険会社、フランチャイジー等）へ提供することが必要であると判断した</u>場合に第三者へ開示することがあります。</p>	<p>2.当社は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、以下の各号に該当する場合に第三者へ開示することがあります。</p> <p>(1) <u>本サービス及びレンタカーに関する事故・トラブル等の解決のために必要があると判断した場合</u> (開示先：当社が契約する保険会社、事故・トラブルの相手等)</p> <p>(2) 第36条第4項に該当する場合</p>

第42条	<p>2.当社は、自動車メーカー等が車載機によって取得した利用情報について、以下の各号に該当する場合に、当該自動車メーカー等より利用情報の提供を受け、当社が保有する<u>利用者情報</u>と関連付けて利用又は<u>第三者へ提供</u>する場合があります。<u>この場合、当社は第36条各項の定めに従い、当該情報を取り扱うものとします。</u></p> <p>(1)本サービス及びレンタカーに関する事故・トラブル等の解決のために<u>当該関係者（事故・トラブル等の当事者、保険会社、フランチャイジー等）へ提供することが必要であると判断した場合</u></p>	<p>2.当社は、自動車メーカー等が車載機によって取得した利用情報について、以下の各号に該当する場合に、当該自動車メーカー等より利用情報の提供を受け、当社が保有する借受人の個人情報及び利用情報と関連付けて利用する場合があります。</p> <p>(1)本サービス及びレンタカーに関する事故・トラブル等の解決のために必要であると判断した場合</p>
'ピッ と Go' サービ スの利 用に關 する特 約	<p>2.「ピッと Go」サービス（以下「ピッと Go」といいます）とは、パーク24グループ各社（https://www.park24.co.jp/company/about/group.html）が運営する各サービスのうち、サービスの利用にあたり会員の運転免許証の登録を行うサービス（以下「対象サービス」といいます）の会員が、当社のレンタカーを借り受けるにあたり、対象サービスの会員<u>証</u>にて貸渡及び返却手続を行うことができるサービスをいいます。</p>	<p>2.「ピッと Go」サービス（以下「ピッと Go」といいます）とは、パーク24グループ各社（https://www.park24.co.jp/company/about/group.html）が運営する各サービスのうち、サービスの利用にあたり会員の運転免許証の登録を行うサービス（以下「対象サービス」といいます）の会員が、当社のレンタカーを借り受けるにあたり、対象サービスの会員カードにて貸渡及び返却手続を行うことができるサービスをいいます。</p>
	附則 本約款は、 <u>2026年4月1日</u> から施行します。	附則 本約款は、2023年6月1日から施行します。

※条文新設に伴う条数のみの変更は含みません。